

令和6年8月から 小樽市の医療費助成を拡大します

◆制度拡大後も引き続き、所得制限があります。

18歳（※）以下の方の医療機関窓口における自己負担が「初診時一部負担金のみ」になります。

※18歳に到達した年度末（3月31日）までの期間が、医療費助成の対象になります。

令和6年8月からの医療機関窓口における自己負担額

| 入院・通院 | | 初診時一部負担金のみ | |
|-----------------------------|----|------------|----------|
| | | 医科 | 580円 |
| | 歯科 | 510円 | |
| 調剤・柔道整復 | | 自己負担なし（※1） | |
| 訪問看護 | | 医療費の1割 | |
| | | 市民税 非課税世帯 | 市民税 課税世帯 |
| 1か月の上限額（※2） | | 8,000円 | 18,000円 |
| 8月1日から翌年7月31日までの1年間の自己負担上限額 | | | 144,000円 |

※1 重度心身障害者医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成において、保険適用の柔道整復・はりきゅうを受診し、初診時一部負担金がある場合、270円の自己負担となります。

※2 訪問看護を利用された場合は、世帯の市民税課税状況により、上限額が異なります。

拡大内容

こども医療費助成

これまで、小学生までのお子さんの自己負担額は初診時一部負担金のみ、中学生のお子さんは入院のみ対象で、自己負担額は市民税の課税世帯は1割、非課税世帯は初診時一部負担金のみとしていましたが、8月診療分から、高校生までの方の自己負担額が世帯の課税状況、入院・通院を問わず初診時一部負担金のみとなります。

重度心身障害者医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成

「こども医療費助成」の拡大に併せて、中学生・高校生の自己負担が世帯の課税状況、入院・通院を問わず初診時一部負担金のみとなります。

新たに「こども医療費助成」の対象となる方の申請について

高校生の年代の方（平成18(2006)年4月2日から平成21(2009)年4月1日に生まれた方）が、新たに「こども医療費助成」の対象者になります。これまで、小樽市に「こども医療費助成」の申請手続きを行ったことがある方は、改めて申請は不要ですが、**これまで一度も小樽市に「こども医療費助成」の申請を行っていない方は申請が必要**です。

詳しくは、申請書・案内を送付しますので御確認ください。

◆8月から有効の新しい受給者証は、7月下旬に送付します。

詳しくは、下記へお問合せください。



【問合せ先】

小樽市 こども未来部 こども福祉課 （市役所本庁舎 別館5階）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

電話 0134-32-4111 内線 311 FAX 0134-31-7031